

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-152121

(P2005-152121A)

(43) 公開日 平成17年6月16日(2005.6.16)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

A63F 7/02

F I

A63F 7/02 326C

テーマコード(参考)

2C088

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2003-392580 (P2003-392580)  
 (22) 出願日 平成15年11月21日(2003.11.21)

(71) 出願人 000148922  
 株式会社大一商会  
 愛知県名古屋市中村区鴨付町1丁目22番地  
 (74) 代理人 100064344  
 弁理士 岡田 英彦  
 (74) 代理人 100087907  
 弁理士 福田 鉄男  
 (74) 代理人 100095278  
 弁理士 犬飼 達彦  
 (74) 代理人 100125106  
 弁理士 石岡 隆  
 (72) 発明者 市原 高明  
 愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川  
 1番地 株式会社大一商会内  
 最終頁に続く

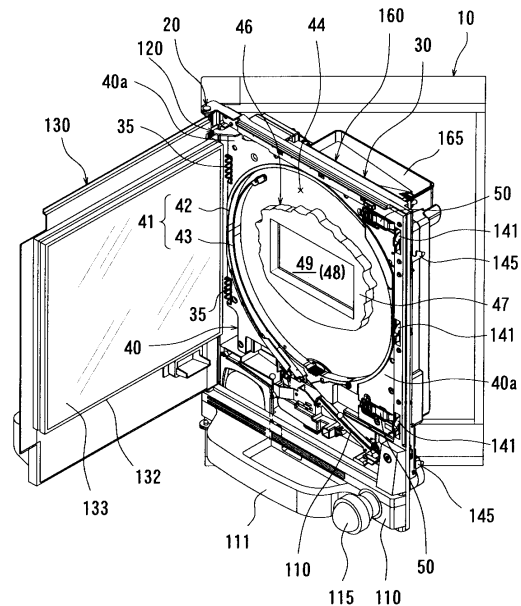
(54) 【発明の名称】 遊技機

(57) 【要約】

【課題】 遊技盤装着枠に遊技盤を容易に固定することができる遊技機を提供する。

【解決手段】 遊技盤装着枠33に嵌込まれた遊技盤40を固定する固定具を備えた遊技機であって、固定具は、ロック部51とハンドル部52とを備えたロック部材50を主体として構成されている。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

遊技盤装着枠に嵌込まれた遊技盤を固定する固定具を備えた遊技機であって、前記固定具は、ロック部とハンドル部とを備えたロック部材を主体として構成されていることを特徴とする遊技機。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

この発明は、遊技盤を備えた遊技機、例えば、パチンコ機等の遊技機に関する。

10

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、この種の遊技機において、遊技盤装着枠の前側あるいは後側から嵌込まれた遊技盤を遊技盤装着枠に固定するために、ターンバックル形式の固定具を用いて固定したものがあ

る。また、このような固定具において、遊技盤の後側に配設された機構板に支持台が装着され、その支持台の両側壁の間にレバーが軸を支点として回動自在に装着される。このレバーには係合部材がピンによって回動自在に装着される。

そして、レバーを非締め付け状態にし、かつ係合部材を遊技盤装着枠のフック部に係合させた後、レバーを軸を支点として締め付け方向に回動することで、遊技盤装着枠に遊技盤を固定するように構成したものが知られている（例えば、特許文献 1 参照）。

20

【特許文献 1】 実用新案登録第 2546828 号公報

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0003】

ところで、ターンバックル形式の固定具は、そのレバーが非締め付け状態にあるときには、同レバーが軸を支点として揺動する。

このため、例えば、遊技盤装着枠の前側から遊技盤が嵌込まれ、その遊技盤の前側に固定具が配設されるように設定した場合、遊技盤装着枠の前側から遊技盤が嵌込まれときに、非締め付け状態にあるレバーが軸を支点として揺動し、遊技盤装着枠に衝突する場合があります。

30

## 【0004】

この発明の目的は、前記問題点に鑑み、遊技盤装着枠に遊技盤を容易に固定することができる遊技機を提供することである。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0005】

前記目的を達成するために、請求項 1 の発明に係る遊技機は、「遊技盤装着枠に嵌込まれた遊技盤を固定する固定具を備えた遊技機であって、前記固定具は、前記遊技盤の側部近傍に進退可能に装着されたロック部材を主体として構成され、

40

前記ロック部材の一端部には、前記遊技盤装着枠に設けられた係止部に係脱可能なロック部が形成され、

前記ロック部材の他端部に同ロック部材を進退動作させてロック並びにロック解除操作するハンドル部が形成され、

前記遊技盤と前記ロック部材との間には、同ロック部材のロック部が前記遊技盤の外側に進出して前記係止部に係合可能なロック位置と、前記遊技盤の外側に突出することなく退避する退避位置との二位置にそれぞれ係脱可能に係止する係止手段が設けられていることを特徴とする遊技機。」を要旨とするものである。

## 【0006】

したがって、遊技盤装着枠に遊技盤が固定される前の状態において、遊技盤を取り扱う

50

場合、係止手段によってロック部材のロック部が遊技盤の外側に突出することなく退避する退避位置に保持される。

これによって、遊技盤装着枠に遊技盤を嵌込む際、ロック部材のロック部が遊技盤装着枠に衝突してロック部や遊技盤装着枠が損傷されることを防止することができる。

また、ロック部材のロック部に対し異物が衝突する不具合を防止することもでき、遊技盤の取り扱いが容易となる。

遊技盤装着枠に遊技盤を嵌込んだ後は、ハンドル部によってロック部材を遊技盤装着枠の係止部に向けて進出させてロック位置に配置することで、ロック部材のロック部が遊技盤装着枠の係止部に係合する。そして、係止手段によってロック部材をロック位置に保持することで、遊技盤装着枠に遊技盤を容易に固定することができる。

10

【0007】

請求項2の発明に係る遊技機は、請求項1に記載の遊技機であって、

ロック部材は、その進退方向に長い長孔と、その長孔にスライド並びに回動可能に嵌挿される軸によって遊技盤の側部近傍に進退並びに回動可能に装着されていることを特徴とする。

したがって、ロック部材を長孔と軸によってスライド並びに回動動作させるという極めて簡単な操作によってロック並びにロック解除することができるため、遊技盤装着枠に対し遊技盤を容易に着脱することができる。

【0008】

請求項3の発明に係る遊技機は、請求項2に記載の遊技機であって、

遊技盤の側部には、退避位置にあるロック部材が軸を中心として回動動作されたときに前記ロック部材に接しながら前記軸と長孔を介して前進方向にスライドさせる接触部が形成されていることを特徴とする。

したがって、退避位置にあるロック部材をハンドル部によって軸を中心として回動動作させることによって、同ロック部材が遊技盤側部の接触部に接しながら軸と長孔を介して前進方向にスライドする。

このようにロック部材を軸を中心として回動動作させる簡単な操作によって、ロック部材のロック部を遊技盤装着枠の係止部に確実に係合させることができる。この結果、遊技盤装着枠に対する遊技盤の固定作業を手早くかつ確実にを行うことができる。

20

【0009】

請求項4の発明に係る遊技機は、請求項1～3のいずれか一項に記載の遊技機であって

、遊技盤装着枠は、その前側から遊技盤が嵌まれるように構成される一方、

遊技盤の前側でかつ同遊技盤の遊技領域外にロック部材が配設されていることを特徴とする。

したがって、遊技盤装着枠の前側から遊技盤を嵌込んで、その遊技盤装着枠に遊技盤を容易に固定することができる。

【0010】

請求項5の発明に係る遊技機は、請求項4に記載の遊技機であって、

遊技盤の前側でかつ同遊技盤の遊技領域外の側部近傍にロック部材に対応する格納凹部が形成され、

前記ロック部材がロック位置及び退避位置のいずれの位置に配置されたときにも同ロック部材が前記格納凹部に格納される構成にしてあることを特徴とする。

したがって、遊技盤の遊技領域外の側部近傍に形成された格納凹部にロック部材を格納して同ロック部材を保護することができる。このため、ロック部材に異物が衝突する不具合を防止することができるとともに、遊技盤の取り扱い（保管、持ち運び等）も容易となる。

30

40

【発明の効果】

【0011】

この発明によれば、遊技盤装着枠に遊技盤を嵌込む際には、係止手段によってロック部

50

材を退避位置に保持することで、遊技盤装着枠に遊技盤を嵌込む際にロック部材のロック部が遊技盤装着枠に衝突してそのロック部や遊技盤装着枠が損傷されることを防止することができる。

さらに、遊技盤装着枠に遊技盤を嵌込んだ後、ハンドル部によってロック部材を遊技盤装着枠の係止部に向けて進出させた後、係止手段によってロック位置に保持することで、遊技盤装着枠に遊技盤を容易に固定することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

次に、この発明を実施するための最良の形態を実施例にしたがって説明する。

【実施例】

10

【0013】

図1は遊技機の外枠の一侧に本体枠が開かれその本体枠の一侧にガラス扉が開かれた状態を示す斜視図である。図2は遊技機の前側全体を示す正面図である。図3は遊技機の後側全体を示す背面図である。図4は遊技機の本体枠と遊技盤とを分離して斜め右上前方から示す斜視図である。図5は遊技機の本体枠と遊技盤とを分離して斜め左上前方から示す斜視図である。図6は遊技盤を後側から示す背面図である。図7は遊技盤の側面図である。図8は遊技盤を前側から示す正面図である。なお、説明の便宜上、遊技機において遊技者側を前、反対側を後として説明する。

【0014】

図1～図3に示すように、遊技機としてのパチンコ機の外枠10は、上下左右の枠材によって縦長四角形の枠状に形成され、その外枠10の前面の片側には、本体枠開閉用ヒンジ機構20によって本体枠30が前方に開閉可能に装着されている。

20

この本体枠30のヒンジ機構と反対側に自由端側の後側には、外枠10に設けられた係止具に係脱可能に係合して本体枠30を閉じ状態に施錠する本体枠施錠フック145が配設されている。

また、本体枠30は、合成樹脂材によって一体に形成されるとともに、図4と図5に示すように、前側に遊技盤装着部31が後側に機構装着部160がそれぞれ形成されている。これによって、合成樹脂製の本体枠30は、従来の前枠（内枠、前面枠等と呼ばれることがある）と、機構板（裏機構板、裏セット板等と呼ばれることがある）との機能を兼ね備えている。

30

【0015】

図4と図5に示すように、本体枠30の前側の遊技盤装着部31は、遊技盤40が前側から着脱交換可能に嵌まれる遊技盤装着枠33を有し、その遊技盤装着枠33の奥側の枠部内周には遊技盤40の後面の周縁部を受け止める後面受け部34が形成されている。

また、図4に示すように、遊技盤装着枠33の一侧内壁面の上下部2箇所には、後面受け部34との間に遊技盤40の一侧部が差し込み可能な間隔を隔てて前面押え部35が形成されている。

また、図4と図5に示すように、遊技盤装着枠33の他側内壁面の上下部2箇所には、後述するロック部材50のロック部51に対応する凹状の係止部36が形成されている。

また、遊技盤装着枠33の他側部近傍には、本体枠30側と遊技盤40側とを電氣的に接続するための本体側コネクタ45が設置されている。

40

また、遊技盤装着枠33の下側部には、遊技盤40の前面下部を遊技盤装着枠33の後面受け部34に押さえ付けて緊締するターンバックル形式の緊締具69が装着されている。

【0016】

図4に示すように、遊技盤40は、遊技盤装着部31の遊技盤装着枠33に嵌まれる大きさの略四角板状に形成されている。遊技盤40の盤面（前面）には、外レール42と内レール43とを備えた案内レール41が設けられ、その案内レール41の内側に遊技領域44が区画形成されている。

遊技盤40には、その遊技領域44内において、遊技に関する役物装置、例えば、セン

50

タ役物と呼ばれる役物装置 4 6、図柄表示装置 4 8、入賞装置等の役物装置や風車器、誘導釘、ランプ装飾部材等の各種の装備品が配設されている。これら各種の装備品のうち、所定の装備品の後部、この実施例では、役物装置 4 6 の役物本体 4 7 の後部 4 7 a が遊技盤 4 0 の後側に突出して配設される（図 6 及び図 7 参照）。

また、遊技盤 4 0 の前面には、その案内レール 4 1 の外側領域において、合成樹脂製の前構成部材 4 0 a が装着されている。

#### 【 0 0 1 7 】

この実施例において、役物装置 4 6 の役物本体 4 7 には、略中央部に開口窓が形成され、図柄表示装置（例えば、液晶パネル）4 8 の表示面 4 9 は役物本体 4 7 の後側においてその開口窓に臨んで装着されている。

10

そして、役物本体 4 7 は、遊技盤 4 0 の中央部に貫設された組付孔に嵌込まれ、同役物本体 4 7 の後部 4 7 a 及び図柄表示装置 4 8 の図柄制御基板ボックス 4 8 a は遊技盤 4 0 の後側に突出して配設されている。

#### 【 0 0 1 8 】

図 6 と図 7 に示すように、遊技盤 4 0 の後側下部には、各種入賞装置に流入した球を受けかつその球を所定位置まで導く集合樋 7 0 a と、その集合樋 7 0 a の後側を覆うボックス装着部としての後カバー体 7 0 が設けられている。

後カバー体 7 0 の後側にはボックス装着部 7 1 が形成されている。そして、ボックス装着部 7 1 には、一方の基板ボックスとしての副制御基板ボックス 9 0 と、他方の基板ボックスとしての主制御基板ボックス 8 0 とが前後に重ね合わされた状態で装着されている。

20

#### 【 0 0 1 9 】

また、この実施例において、図 6 に示すように、遊技盤 4 0 の後側に対し後カバー体 7 0、副制御基板ボックス 9 0 及び主制御基板ボックス 8 0 がそれぞれ装着された状態において、本体枠 3 0 の遊技盤装着部 3 1 の前側からその遊技盤装着枠 3 3 内に遊技盤 4 0 を嵌込んで装着できるように、遊技盤 4 0 の外郭から、後カバー体 7 0、副制御基板ボックス 9 0 及び主制御基板ボックス 8 0 が外側にはみ出すことなく配置されている。

また、この実施例において、遊技盤 4 0 の後面の他側寄り下部には、本体枠 3 0 の遊技盤装着部 3 1 の前側からその遊技盤装着枠 3 3 内に遊技盤 4 0 を嵌込む動作によって、本体側コネクタ 4 5 に挿脱可能に差し込まれる遊技盤側コネクタ 4 5 が設置されている（図 5 及び図 6 参照）。

30

#### 【 0 0 2 0 】

図 8 に示すように、遊技盤 4 0 前側の遊技領域 4 4 の外側において、前構成部材 4 0 a の他側寄りの上下 2 箇所には、遊技盤装着枠 3 3 に嵌込まれた遊技盤 4 0 を固定するロック部材 5 0 を備えた固定具がそれぞれ配設されている。

この実施例において、前構成部材 4 0 a の他側寄りの上下 2 箇所には、固定具の主体部をなすロック部材 5 0 に対応する横長状の格納凹部 6 0 がそれぞれ形成されている。そして、図 1 1 と図 1 2 に示すように、各格納凹部 6 0 には、ロック部材 5 0 が横方向の長孔 5 6 と、軸 5 5 によって進退可能（回動並びにスライド可能）に装着されている。

#### 【 0 0 2 1 】

図 1 0 ~ 図 1 2 に示すように、ロック部材 5 0 は、合成樹脂材によって横方向に長尺に形成され、その長手方向の一端部には、遊技盤装着枠 3 3 の係止部 3 6 に係脱可能に係合して遊技盤 4 0 を固定するロック部 5 1 が一体に形成されている。

40

また、ロック部材 5 0 の長手方向の他端部には、同ロック部材 5 0 を進退動作させてロック並びにロック解除操作するハンドル部 5 2 が一体に形成されている。このハンドル部 5 2 はその中央部に指先が挿入可能な挿入孔 5 3 を備えて略四角環状に形成されている。

また、この実施例において、ロック部材 5 0 の一端寄り部分の上下部には、上下方向の同一軸線上において軸 5 5 がそれぞれ突設される一方、格納凹部 6 0 の両側壁部 6 1 には、軸 5 5 が回動並びにスライド可能に嵌挿される長孔 5 6 が形成されている。

#### 【 0 0 2 2 】

図 1 0 ~ 図 1 2 に示すように、遊技盤 4 0 の前構成部材 4 0 a の格納凹部 6 0 とロック

50

部材 5 0 との間には、同ロック部材 5 0 のロック部 5 1 が遊技盤 4 0 の外側に進出して係止部 3 6 に係合可能なロック位置と、遊技盤 4 0 の外側に突出することなく退避する退避位置との二位置において係脱可能に係止する係止手段が設けられている。

係止手段は、格納凹部 6 0 の底部に設けられた第 1、第 2 の係止凹部 6 2、6 3 と、これら第 1、第 2 の係止凹部 6 2、6 3 に係合可能にロック部材 5 0 のハンドル部 5 2 に形成された係止片 6 4 と、を備えて構成されている。

#### 【 0 0 2 3 】

また、図 1 1 と図 1 2 に示すように、第 1、第 2 の係止凹部 6 2、6 3 の開口部には係止部 6 2 a、6 3 a がそれぞれ凸設されている。

一方、係止片 6 4 は、ロック部材 5 0 のハンドル部 5 2 の端部から断面略 V 字状をなして一体に延出されるとともに、弾性的に変形可能に形成されている。また、係止片 6 4 の一辺（自由端側の辺）には、第 1 係止凹部 6 2 の係止部 6 2 a（又は第 2 係止凹部 6 3 の係止部 6 3 a）に沿って滑走可能な傾斜面 6 4 a と、第 1 係止凹部 6 2 の係止部 6 2 a（又は第 2 係止凹部 6 3 の係止部 6 3 a）に係合可能な係止爪 6 4 b と、係止片 6 4 を弾性変形させて第 1 係止凹部 6 2 の係止部 6 2 a（又は第 2 係止凹部 6 3 の係止部 6 3 a）に対する係止爪 6 4 b の係合を解除する操作片 6 4 c とを一体連続状に備えている。

そして、図 1 1 と図 1 2 に示すように、第 2 係止凹部 6 3 に係止片 6 4 が差し込まれて係合することで、ロック部材 5 0 がロック位置に保持される。

また、図 1 3 に示すように、第 1 係止凹部 6 2 に係止片 6 4 が差し込まれて係合することで、ロック部材 5 0 が退避位置に保持されるようになっている。

#### 【 0 0 2 4 】

また、この実施例において、遊技盤 4 0 の前構成部材 4 0 a の格納凹部 6 0 とロック部材 5 0 との間には、ロック位置と、退避位置との二位置においてロック部材 5 0 の進退動作を規制する規制手段が設けられている。

この規制手段は、図 1 1 に示すように、格納凹部 6 0 の上下部に位置して前構成部材 4 0 a の前面に凹設された第 1、第 2 の規制凹部 6 5、6 6 と、これら第 1、第 2 の規制凹部 6 5、6 6 に係合可能にロック部材 5 0 の上下部に突設されたピン状の規制凸部 6 7 と、を備えて構成されている。そして、図 1 1 に示すように、第 2 規制凹部 6 6 に規制凸部 6 7 が嵌込まれて係合することで、ロック部材 5 0 がロック位置に拘束され、第 1 規制凹部 6 5 に規制凸部 6 7 が嵌込まれて係合することで、ロック部材 5 0 が退避位置に拘束されるようになっている。

#### 【 0 0 2 5 】

図 1 1 ~ 図 1 6 に示すように、遊技盤 4 0 の一側（ロック部材 5 0 が配設される側の上下部 2 箇所）の縁部には、ロック部材 5 0 のロック部 5 1 との衝突を避けて同ロック部材 5 0 の回動を許容する凹部 6 8 が形成されている。すなわち、凹部 6 8 は、そのロック部材 5 0 のロック部 5 1 の厚さ寸法よりも適宜に深い寸法をもって略コの字に切り欠かれて形成されている（図 6 及び図 1 1 参照）。

そして、ロック部材 5 0 を回動動作したときには、図 1 6 に示すように、ロック部材 5 0 が遊技盤 4 0 に略直交する状態（ロック位置から略 9 0 度回動した状態）まで回動可能となっている。

また、凹部 6 8 の前縁部には、退避位置にあるロック部材 5 0 が軸 5 5 を中心として回動動作されたときにロック部 5 1 の背面側に接しながら軸 5 5 と長孔 5 6 を介して前進方向にスライドさせる接触部 6 8 a が形成されている（図 1 4 参照）。

#### 【 0 0 2 6 】

また、この実施例において、図 5 に示すように、本体枠 3 0 の前側の遊技盤装着部 3 1 よりも下方に位置する下部領域の一側よりにはスピーカボックス部が一体に形成され、そのスピーカボックス部の前側開口部には、同開口部を塞ぐようにしてスピーカ装着板 1 0 7 が装着されている。そして、スピーカ装着板 1 0 7 にはスピーカ 1 0 9 が装着されている。

また、本体枠 3 0 の前側の下部領域の他側寄り上部には、遊技盤 4 0 の発射通路に向け

10

20

30

40

50

て球を導く発射レール100が傾斜状に装着されている。

また、図1と図4に示すように、本体枠30の前側の下部領域の前側には、その下部領域全体を覆うようにして下部前面板110が装着されている。下部前面板110の前側の略中央部には、下皿111が設けられ、片側寄りには操作ハンドル115が設けられている。

#### 【0027】

図1と図2に示すように、本体枠30の前面の片側には、同本体枠30の上端から下部前面板110にわたる部分を覆うようにしてガラス扉130が扉開閉用ヒンジ機構120によって前方に開閉可能に装着されている。ガラス扉130のヒンジ機構と反対側に自由端側の後面には、本体枠30に設けられた扉施錠フック141に係脱可能に係合してガラス扉130を閉じ状態に施錠する係止部(図示しない)が設けられている。

10

また、ガラス扉130には、遊技盤40の遊技領域44を前方から透視可能な開口窓を構成する窓枠132が設けられ、その窓枠132にはガラス板、透明樹脂板等の透明板133が装着されている。

また、ガラス扉130の前側には、遊技盤40の遊技領域44を透視可能な略円形状の開口を有するとともに、その遊技領域44以外の略全体を覆って装飾性を高める前面装飾部材が設けられている。また、ガラス扉130の前側下部には上皿136が装着されている。

#### 【0028】

一方、図3に示すように、本体枠30の後側の機構装着部160には、球タンク165、タンクレール175、ユニット状の球払出装装置210、発射レール100の下傾端部の発射位置に送られた球を発射する発射ハンマー233及び発射モータ232等を有する発射装置ユニット230、電源基板を有する電源基板ボックス、発射制御基板を有する発射制御用基板ボックス234等が装着されている。

20

#### 【0029】

この実施例に係る遊技機は上述したように構成される。

したがって、遊技盤装着枠33に遊技盤40が固定される前の状態において、遊技盤40を取り扱う場合、ロック部材50のロック部51が遊技盤40の外側に突出することなく退避する退避位置に配置される。この際、係止手段としての第1係止凹部62と係止片64との係合力によってロック部材50が退避位置に保持される。

30

これによって、ロック部材50のロック部51に対し異物が衝突する不具合を防止することができ、遊技盤40の取り扱いが容易となる。

また、この実施例において、遊技盤40の前構成部材40aの遊技領域外の側部近傍に形成された格納凹部60にロック部材50が格納される。このように、ロック部材50を格納凹部60によって格納して保護することができるため、ロック部材50に対する異物の衝突を防止することができるとともに、遊技盤40の取り扱い(保管、持ち運び等)がより一層容易となる。

#### 【0030】

次に、遊技盤装着枠33に遊技盤40を嵌込んで固定(装着)する場合、まず、遊技盤装着枠33の前側において、その遊技盤40(前構成部材40aを含む)の左右の一側部が遊技盤装着枠33の後面受け部34と前面押え部35との間に差し込まれて同遊技盤40が遊技盤装着枠33に嵌込まれる。

40

この際、遊技盤40に対しロック部材50が退避位置に保持されるため、ロック部材50のロック部51が遊技盤装着枠33に衝突する不具合が防止され、ロック部51や遊技盤装着枠33が損傷されることを回避することができる。

#### 【0031】

前記したように、遊技盤装着枠33に遊技盤40を嵌込んだ後、ロック部材50が退避位置からロック位置に軸55と長孔56によってスライド並びに回動動作させることで、遊技盤装着枠33に遊技盤40が固定される(図9参照)。

すなわち、まず、ロック部材50の操作片64cによって係止片64を弾性変形させて

50

第1係止凹部62の係止部62aから係止爪64bの係合を解除した後、図14に示すように、ハンドル部52によってロック部材50を軸55を支点として回転する。すると、ロック部材50の先端部が、遊技盤40の側の凹部68の接触部68aに接しながら軸55と長孔56を介して前進方向にスライドされる。

【0032】

その後、ロック部材50が軸55を支点として前記とは逆方向に回転操作される。これによって、図11と図12に示すように、係止片64が第2係止凹部63に差し込まれて係合され、ロック部材50がロック位置に保持される。

また、ロック部材50がロック位置に配置されることで、同ロック部材50のロック部51が遊技盤装着枠33の係止部36に係合し、これによって、遊技盤装着枠33に遊技盤40が固定される。

10

前記したようにして、ロック部材50を軸55を中心として回転動作するという極めて簡単な操作によって、ロック部材50のロック部51を遊技盤装着枠33の係止部36に確実に係合させることができる。この結果、遊技盤装着枠33に対する遊技盤40の固定作業を手早くかつ確実に行うことができる。

【0033】

また、遊技盤装着枠33から遊技盤40を取り外す場合、まず、ロック部材50の操作片64cによって係止片64を弾性変形させて第2係止凹部63の係止部63aから係止爪64bの係合を解除した後、ハンドル部52によってロック部材50を軸55を支点として回転し、ロック部材50のロック部51を遊技盤装着枠33の係止部36から外す(

20

図15参照)。

その後、図16に示すように、ロック部材50をロック位置から略90度回転した状態で遊技盤装着枠33から遊技盤40を容易に取り外すことができる。

【0034】

なお、この発明は前記実施例に限定するものではない。

例えば、前記実施例においては、外枠10の前側に開閉可能に装着された本体枠30が従来の前枠(内枠、前面枠等と呼ばれることがある)と、機構板(裏機構板、裏セット板等と呼ばれることがある)との機能を兼ね備えている場合を例示したがこれに限定するものではない。すなわち、外枠10の前側に遊技盤40が装着される遊技盤装着枠33を有する前枠を開閉可能に装着し、その前枠の後側に、後面に球タンク、タンクレール、球払出装置等の機構部が装着される機構板を配設した形式の遊技機であってもこの発明を採用することができる。

30

【0035】

また、前記実施例においては、遊技盤装着枠33の前側から遊技盤40が嵌込まれて固定されるように構成したが、遊技盤装着枠33の後側から遊技盤40が嵌込まれる形式の遊技機であってもこの発明を採用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0036】

【図1】この発明の実施例に係る遊技機の外枠の側に本体枠が開かれその本体枠の側にガラス扉が開かれた状態を示す斜視図である。

40

【図2】同じく遊技機の前側全体を示す正面図である。

【図3】同じく遊技機の後側全体を示す背面図である。

【図4】同じく遊技機の本体枠と遊技盤とを分離して斜め右上前方から示す斜視図である。

【図5】同じく遊技機の本体枠と遊技盤とを分離して斜め左上前方から示す斜視図である。

【図6】同じく遊技盤を後側から示す背面図である。

【図7】同じく遊技盤の側面図である。

【図8】同じく遊技盤を前側から示す正面図である。

【図9】同じく図8のI X - I X線に基づく平断面図である。

50

【図10】同じくロック部材を示す斜視図である。

【図11】同じく遊技盤の前構成部材の格納凹部に対しロック部材がロック位置に格納された状態を示す正面図である。

【図12】同じく図11のX I I - X I I線に基づく断面図である。

【図13】同じく遊技盤の前構成部材の格納凹部に対しロック部材が退避位置に格納された状態を示す断面図である。

【図14】同じくロック部材が軸と長孔によって回動並びに前進方向にスライドされる状態を示す説明図である。

【図15】同じくロック部材が軸を支点として回動されてロック解除される状態を示す説明図である。

10

【図16】同じくロック部材が軸を支点として略90度回動されて遊技盤装着枠から遊技盤が取り外される状態を示す説明図である。

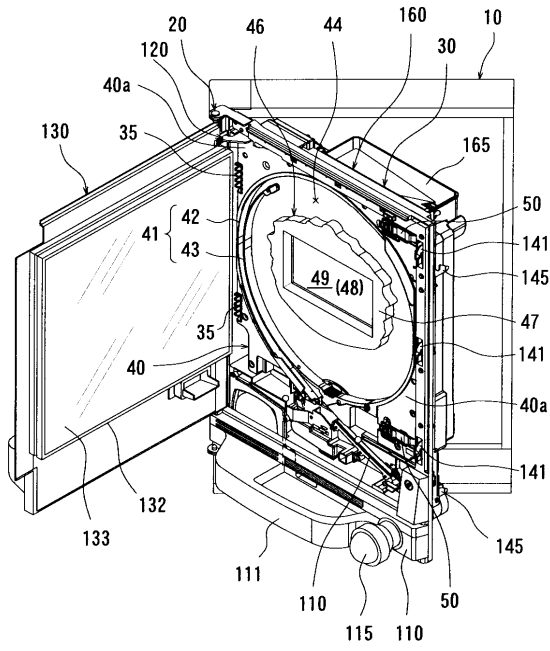
【符号の説明】

【0037】

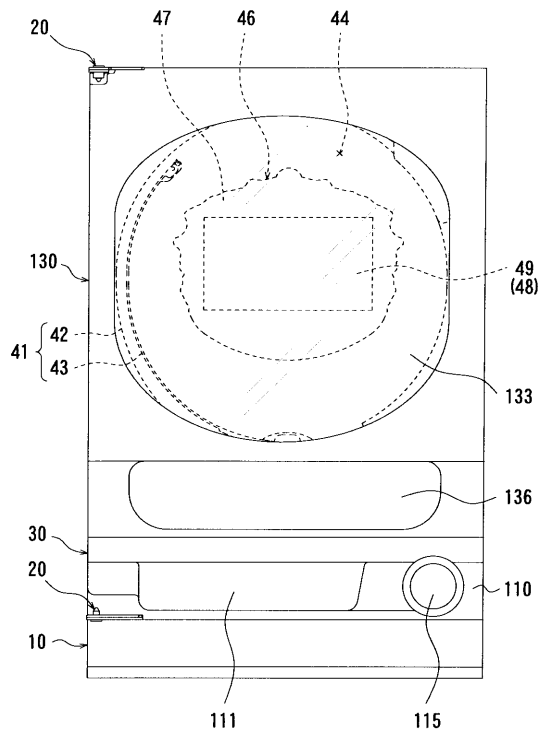
- 10 外枠
- 30 本体枠
- 31 遊技盤装着部
- 36 係止部
- 40 遊技盤
- 44 遊技領域
- 50 ロック部材
- 51 ロック部
- 52 ハンドル部
- 55 軸
- 56 長孔
- 60 格納凹部

20

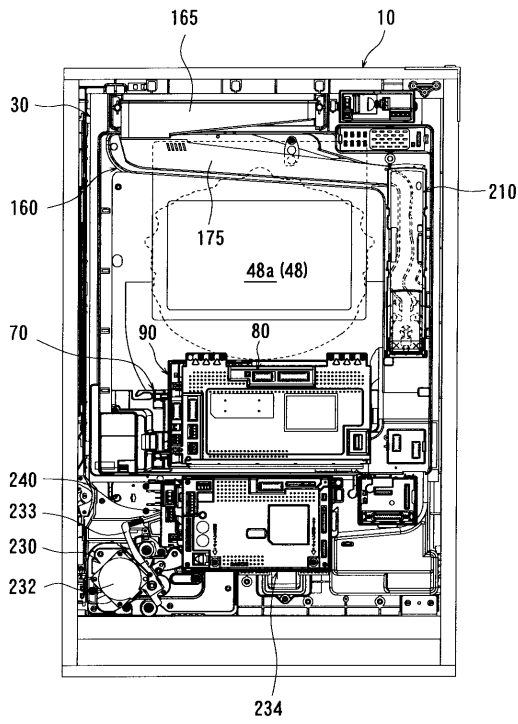
【 図 1 】



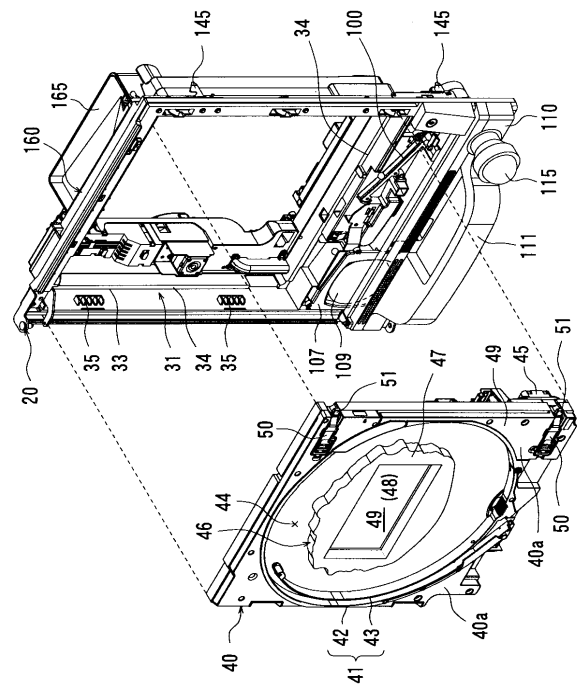
【 図 2 】



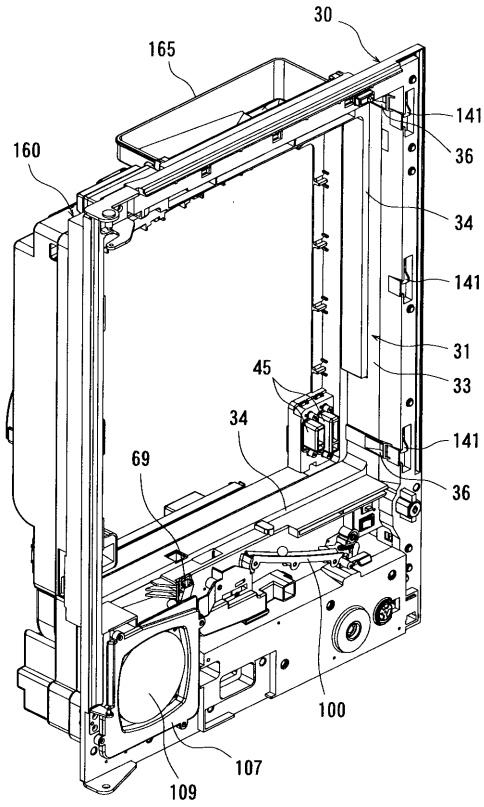
【 図 3 】



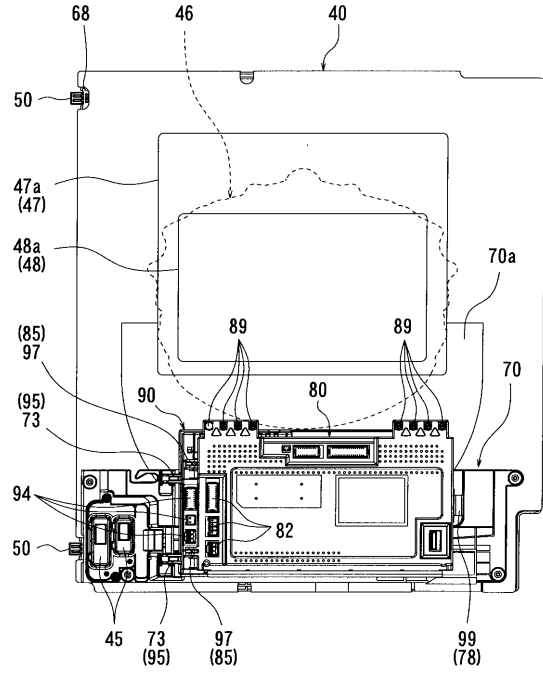
【 図 4 】



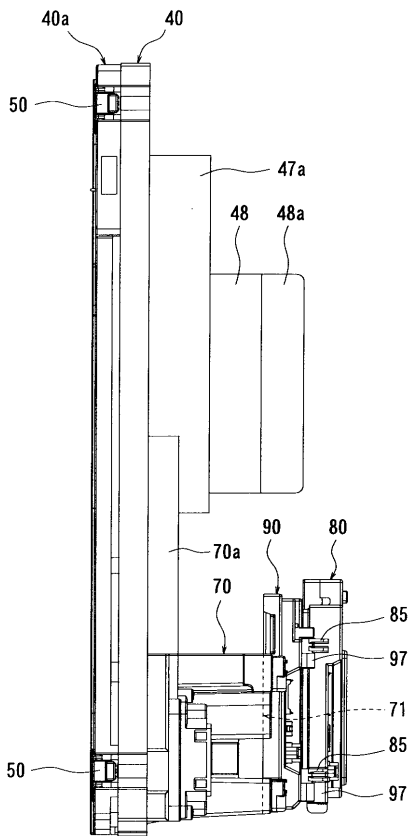
【 図 5 】



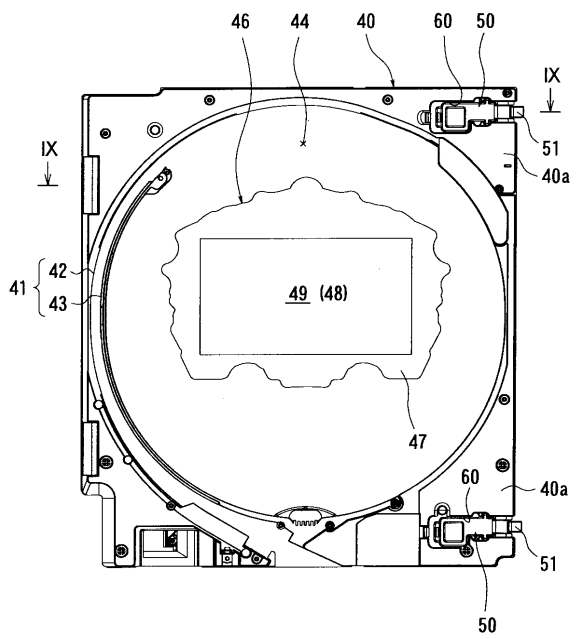
【 図 6 】



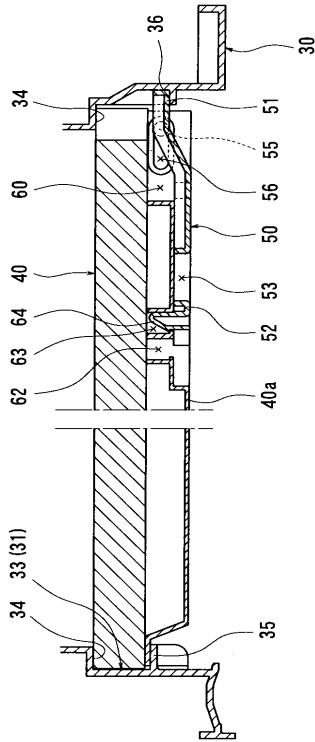
【 図 7 】



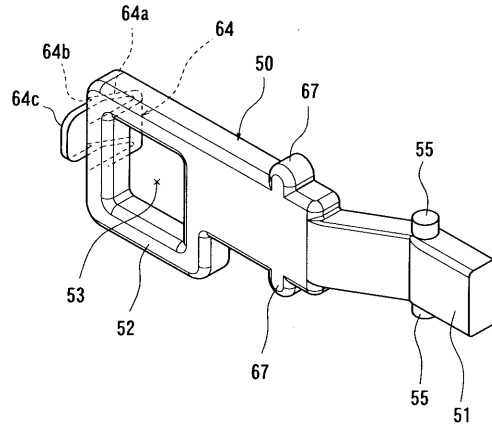
【 図 8 】



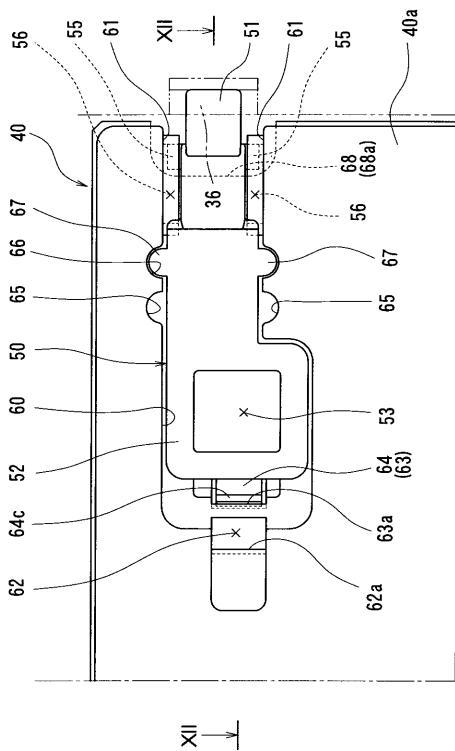
【 図 9 】



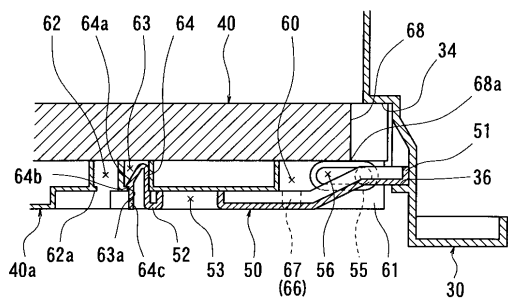
【 図 10 】



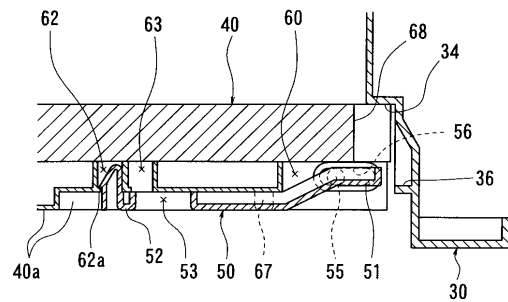
【 図 11 】



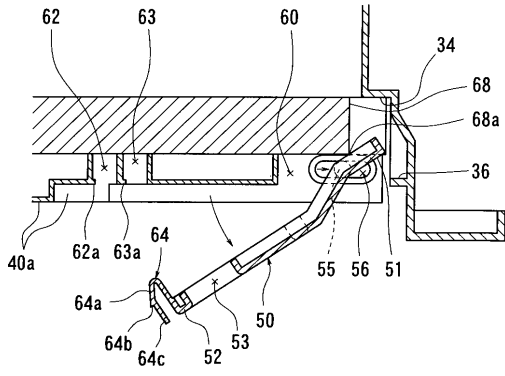
【 図 12 】



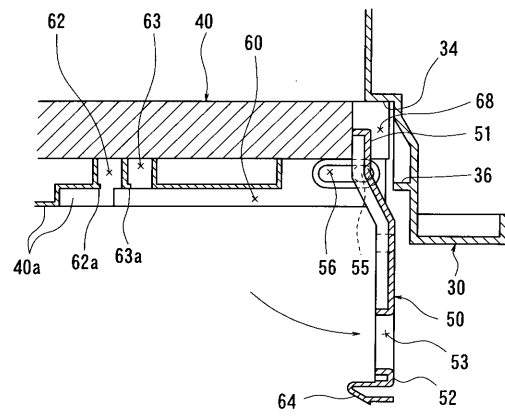
【 図 13 】



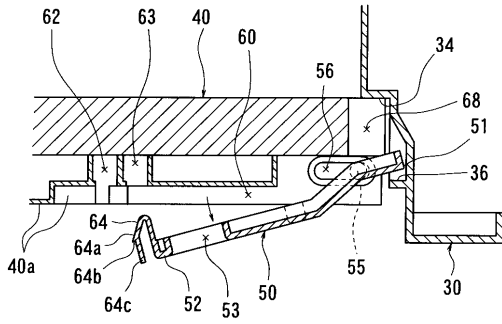
【 図 1 4 】



【 図 1 6 】



【 図 1 5 】



フロントページの続き

(72)発明者 坪井 睦

愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地 株式会社大一商会内

Fターム(参考) 2C088 DA08 EA15 EA26